

生涯活躍のまち・あさひ形成事業

基本協定書

旭市

イオンタウン株式会社

大和ハウス工業株式会社千葉中央支社

阿部建設株式会社

株式会社楽天堂

生涯活躍のまち・あさひ形成事業基本協定書

旭市（以下「市」という。）が平成３０年度に実施した、生涯活躍のまち・あさひ形成事業事業者募集（以下「本公募」という。）について、市は、本公募における最優秀提案者に選定されたイオンタウン株式会社を代表事業者とするグループを事業予定者と決定し、市と事業予定者は、次のとおり基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

（用語の定義）

第１条 本基本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。本基本協定で定義されない用語は、募集要項等による。

- (1) 本事業 生涯活躍のまちあさひ・形成事業をいう。
- (2) 事業予定者 本事業の事業主体となる民間事業者をいう。
- (3) 募集要項 市が平成３０年度に実施した、生涯活躍のまち・あさひ形成事業事業者募集要項及び提案審査基準を個別に又は総称していう。
- (4) 事業計画 本公募において最優秀提案者が提出した事業計画提案書等の内容に基づき、旭市生涯活躍のまち推進協議会において協議し決定された、本事業に係る事業計画をいう。
- (5) 事業用地 募集要項の「３．事業用地（計画地）」に示された土地をいう。

（目的）

第２条 本基本協定は、イオンタウン株式会社を代表事業者とし、大和ハウス工業株式会社千葉中央支社、阿部建設株式会社及び株式会社楽天堂を構成員とする事業者グループが本事業の事業予定者として決定されたことを確認し、市と事業予定者が相互に協力し、本事業を確実に円滑に推進するために必要な事項を定めるものとする。

（当事者の責務）

第３条 本事業の実施にあたり、市と事業予定者は、官民連携事業として双方の立場を最大限に尊重し、まちづくりのパートナーとして協働していくものとする。

２ 事業予定者は、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 事業計画の着実な推進
- (2) 事業用地の確保及び事業用地の農地転用許可申請、開発許可申請等
- (3) 地域コミュニティへの溶け込み、協力、貢献
- (4) 市内事業者の参画、活用など、地域経済活性化への貢献

３ 市は、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 事業計画の着実な推進のために必要となる、事業予定者との連携、協働、情報提供等の支援
- (2) 事業用地に係る農振除外手続き及び用途地域の指定

- (3) 旭市生涯活躍のまち形成事業事業者指定要綱（平成30年旭市告示第136号）及び旭市生涯活躍のまち形成事業費補助金交付要綱（平成30年旭市告示第137号）に基づく財政支援
- (4) 農地転用許可申請、開発許可申請等における事業予定者と関係機関の協議に関する必要な協力、支援
- (5) 事業予定者と地域の共生に関する必要な協力、支援
- (6) 地方創生拠点整備交付金や地方創生推進交付金を活用した財政支援の積極的な検討
- (7) 本事業の情報発信や移住者誘致活動等の実施

（多世代交流施設に関する事項）

- 第4条 事業計画に基づき整備される多世代交流施設（以下「本施設」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項に規定する公の施設として設置し、市は事業予定者から当該施設を賃借するものとし、賃借の内容、賃借の期間、賃借料等については、別途、市と事業予定者との間で締結する建物賃貸借契約において定めるものとする。
- 2 本施設の管理運営については、原則として市が事業予定者を法第244条の2第3項に規定する指定管理者に指定するものとし、業務の内容、指定管理の期間、指定管理料等については、別途、市と事業予定者との間で締結する本施設の管理運営に関する基本協定及び管理運営に関する年度協定等において定めるものとする。
- 3 第1項中公の施設としての設置及び前項中指定管理者の指定については、旭市議会における関連議案の可決を条件とする。

（まちづくり推進組織の組成）

- 第5条 本事業のコンセプトの実現と持続可能なまちづくりを推進するため、事業予定者は、事業予定者と市及び地域住民その他関係者が参画するまちづくり推進組織を組成し、事業計画に定める事業期間中、当該組織を管理運営する。

（事業計画の変更）

- 第6条 事業予定者は、やむを得ない事情により事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ市と協議し、書面による市の承諾を得なければならない。ただし、軽微な変更と市が認める場合については、この限りでない。

（有効期間）

- 第7条 本基本協定の有効期間は、本基本協定が締結された日を始期とし、事業計画に定める事業期間が終了する日を終期とする。
- 2 前項の定めに関わらず、やむを得ない事情により本事業の継続が困難であると市及び事業予定者の双方が判断した場合、本基本協定は終了する。

- 3 前項に基づいて本基本協定が終了した場合、市及び事業予定者が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務の生じないことを確認するものとする。ただし、第3条第3項による財政支援及び第4条による市と事業予定者との間で締結する契約等に別の定めがある場合は、この限りでない。

(協議)

第8条 本基本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本基本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて市と事業予定者が協議の上、これを定めるものとする。

以上を証するため、本書5通を作成し、市及び事業予定者がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年7月22日

市 千葉県旭市ニの1920番地
旭市
旭市長 明智 忠直

事業予定者 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
イオンタウン株式会社
代表取締役 加藤 久誠

千葉県船橋市葛飾町2丁目406番
大和ハウス工業株式会社千葉中央支社
支社長 民谷 秀人

千葉県旭市ニの528番地
阿部建設株式会社
代表取締役 阿部 典義

千葉県旭市川口1006番地1
株式会社楽天堂
代表取締役 外口 忠広